お出かけ企画事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、市民がバスを利用した外出を通じて、バスに乗る機会を創出することで、バス利用促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　バス　宮崎交通株式会社が運行する路線バス、宮崎交通株式会社及び延岡市が共同運行するまちなか循環バス、延岡市が運行するコミュニティバス及び乗合タクシーをいう。

(2)　団体　民法（明治29年法律第83号）第33条に規定する法人又は法人格を有しない任意の団体をいう。

（事業の内容）

第３条　この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　バスの乗降に関する説明

　(2)　前号の説明を受けた後にバス乗車で利用するための交通系ICカードの交付

２　前項第２号に規定する交通系ICカードは、前年度に本事業に参加した者には配布しない。

３　第１項第２号に規定する交通系ICカードのチャージ額の上限は、1,500円相当分とする。ただし、延岡市バス利用促進協議会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

４　利用できるバスは、延岡市内に設置されているバス停発着のものとする。

（申請要件）

第４条　この事業を申請できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1)　事業に10名程度の参加が可能であること。

(2)　前項の参加者の中に、暴力団（延岡市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団関係者（同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていないこと。

(3)　法令及び公序良俗に違反しない利用目的であること。

（申請方法及び承認）

第５条　事業を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、お出かけ企画申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1)　お出かけ企画参加者名簿（様式第２号）

(2)　お出かけ企画行程（様式第３号）

(3)　その他会長が必要と定める書類

２　申請者は、申請書を利用日の１か月前から14日前までに提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　会長は、第１項の申請書を受理し、適当と認めるときは、お出かけ企画決定通知書（様式第４号）を申請者に交付する。

（実績管理）

第６条　延岡市バス利用促進協議会事務局は、事業を利用した団体の実績を管理するものとする。

（交通系ICカードの返還）

第７条　会長は、偽りその他不正な手段により第３条第１項第２号に規定する交通系ICカードの交付を受けた者があるときは、その者から交付した交通系ICカードを返還させることができる。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年10月13日から施行する。